

研究の背景

第1節 教育課程編成に係る教育行政の動向

平成19年度からの特殊教育から特別支援教育へ移行された。特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成を考えるとき、これまでの教育行政の主要な動向について理解することが重要である。

本稿では、平成13年度以降の教育行政の動向（法令及び施策）を振り返ることにより、特別支援学校における教育課程編成を検討する。

表1-1に平成13年度以降の教育行政の動向を示した。

表1-1 平成13年度以降の教育行政の動向

年月	動 向
H13, 1	「21世紀の特殊教育の在り方について」（最終報告）
H15, 3	「今後の特別支援教育の在り方について」（最終報告）
H17, 12	「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（中教審答申）
H18, 6	学校教育法の一部改正
H19, 4	特別支援学校制度の施行
H19, 6	教育三法の改正
H19, 11	教育課程部会の「審議のまとめ」
H20, 1	「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」
H20, 3	幼稚園教育要領、小学校、中学校の学習指導要領等の改訂
H21, 3	高等学校と特別支援学校の学習指導要領等の改訂
H21, 3	特別支援学校学習指導要領等の告示

1. 「21世紀の特殊教育の在り方について」（最終報告）から「今後の特別支援教育の在り方について」（最終報告）

障害のある児童生徒の教育をめぐる諸情勢の変化等を踏まえて、今後の特別支援教育の在り方について、平成13年秋に調査研究協力者会議が設置され検討が行われてきた。同会議ではその後の調査審議を踏まえて「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）（今後の特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議、2003）」を取りまとめた（平成15（2003）年3月）。ここでは、初めて「特殊教育から特別支援教育へ」が掲げられ、①特殊教育諸学校（盲・聾・養護学校）若しくは特殊学級に在籍する又は通級による指導を受ける児童生徒の比率は近年増加している、②重度重複障害のある児童生徒が増加するとともに、LD、ADHD等、対象となる障害種の多様化による質的な複雑化も進行している、③特殊学校教諭の免許状保有率が低く、専門性が不十分な状況があり、専門性の向上のためには、個々の教員の専門性の確保はもちろん障害の多様化の実態に対応して幅広い分野の専門家の活用や関連部局間及び機関間の連携が不可欠である、④教育の方法論として自立や社会参加を支援するという考え方への転換が求められている、⑤地方分権にも十分配慮して新たな体制・システムの構築を図ることが必要であることが示された。

そして、特別支援教育とは、「従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。」とし、個別の教育支援計画作成、特別支援教育コーディネーター、広域特別支援連携協議会等の設置が挙げられた。

「21世紀の特殊教育の在り方について」（最終報告）を受け、平成13年秋に調査研究協力者会議を設置して検討を行ってきた。同会議ではそれまでの調査審議を踏まえ最終報告をとりまとめた（平成15年3月）。障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることが示された。

また、平成17年2月、文部科学省は、学習指導要領の見直しに着手し、同年4月に教育課程部会が発足した。

一方、中央教育審議会では、平成16年2月24日、初等中等教育分科会に特別支援教育特別委員会を設置し、同委員会において、特別支援教育を一層推進すべきであるとの認識の下、学校制度等の在り方について検討を重ね、同年12月1日に中間報告を取りまとめた。

2. 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（中教審答申）

平成17年12月、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（中教審答申）があった。本答申では、特別支援教育の理念と基本的な考え方として、「我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のため、障害者基本法や障害者基本計画に基づき、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の社会への参加・参画に向けた総合的な施策が政府全体で推進されており、その中で、学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取組を含め、重要な役割を果たすことが求められている。その意味で、特別支援教育の理念や基本的な考え方方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。」ことが示された。

そして、盲・聾・養護学校制度の見直しについての中で、障害種別を超えた学校制度及び特別支援教育のセンター的機能の他、小・中学校における制度的見直し、教員免許制度の見直し等について答申された。

平成18年1月17日、小坂文部科学大臣は、「国際社会の中で活躍できる心豊かでたくましい人づくり」を目指し、「どの子どもにも豊かな教育を」という考え方方に立って、初等中等教育を中心として、教育改革のために今後重点的に取り組むべき関連施策を「教育改革のための重点行動計画」としてとりまとめ、公表した。この中で、義務教育の構造改革についての具体的な取組とそのスケジュールを示した。これと相まって、同年2月、教育課程部会においてこれまでの審議経過の報告があり、4月には小・中・高部会、教科別専門部会で審議が行われた。

3. 学校教育法の一部改正

平成 18 年 7 月 18 日、文部科学事務次官より、特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について（通知）18 文科初第 446 号があった。

これにより、特別支援学校制度の創設（盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校とした）、特別支援学校の目的、特別支援学校の行う助言又は援助、小学校等における教育上特別の支援を必要とする児童等に対する教育、私立の盲学校、聾学校及び養護学校の設置に係る特例の廃止についてなど、法的根拠が示された。小学校等における教育上特別の支援を必要とする児童等に対する教育とは、具体的には、発達障害が特別支援教育の対象となった。そして、平成 18 年 12 月 22 日、新しい教育基本法が公布・施行された。

新しい教育基本法は、「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念を大切にしながら、「知・徳・体」を重視した教育目標が掲げられている。また、「生涯学習の理念」や「家庭教育」、あるいは「学校、家庭、地域住民等の連携協力」などの条項が新設されている。改正教育基本法公布・施行に伴い学校教育法等の関係法令の改正や中央教育審議会の議論を踏まえ、学習指導要領が改訂されることになった。

平成 19 年 3 月 10 日、中央教育審議会より「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について（答申）」があった。ここでは、1) 教育基本法の改正を踏まえた新しい時代の学校の目的・目標の見直しや学校の組織運営体制の確立方策等（学校教育法の改正）、2) 質の高い優れた教員を確保するための教員免許更新制の導入及び指導が不適切な教員の人事管理の厳格化（教育職員免許法等の改正）、3) 責任ある教育行政の実現のための教育委員会等の改革（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正）が答申された。そして、平成 19 年 4 月より、これまでの特殊教育から特別支援学校制度が施行されることになった。

4. 教育三法の改正

平成 19 年 1 月の教育再生会議第一次報告「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～」において、教育再生のための緊急対応として、「学校教育法の改正」を始めとする教育三法の改正が提言された。教育 3 法とは、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法である。学校教育法では、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標の見直し及び学校に副校長等の新しい職を置くことができることとし、組織としての学校の力を強化について改正を行った。地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育における国、教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築についての改正、また、教育職員免許法及び教育公務員特例法では、教員免許更新制を導入し、あわせて指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、教員に対する信頼を確立する仕組みを構築する改正を行った。

5. 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」から「特別支援学校学習指導要領等の告示」

中央教育審議会は、初等中等教育分科会教育課程部会を中心に、これまで学習指導要領全体の見直しについて審議を積み重ね、平成 19 年 11 月、それまでの審議のまと

めがなされ、総会において、平成 20 年 1 月「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」としてまとめた。

この答申を受け、平成 20 年 3 月、幼稚園、小学校、中学校の学習指導要領等の改訂、平成 21 年 3 月、高等学校と特別支援学校の学習指導要領等の改訂がなされた。これを合わせて、特別支援学校学習指導要領等が告示された。

またこの間、障害のある子どもの教育に関しては、平成 20 年 4 月に教育振興基本計画について－『教育立国』の実現に向けて－（答申）」や同年 20 年 7 月、「教育振興基本計画」の策定があり、この中で、障害のある子どもの教育について言及されたことも付記する。

教育課程編成に係る、全体の流れとしては、平成 18 年 12 月に教育基本法が 60 年振りに改正されたこと、それに合わせて、平成 19 年に教育 3 法が改正され、学校教育法の改正では、各学校種の目的・目標、副校長等の役割が示されたこと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会の責任体制等を示したこと、教育職員免許法及び教育公務員特例法では、教員免許更新制を示したことが特長として挙げられる。これらを元にして、学習指導要領等の改訂がなされた。このように学習指導要領（course of study）は法的な根拠がある。

教育課程（curriculum）は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校で作る教育計画全体を示すもの（organization）として編成されるものである。また、指導計画は、教育課程編成の際に、作成（make）あるいは立案（draw）されるものであり、ここに各学校の創意工夫が求められている。

文献

- 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議 21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告） 2001年1月
答申 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 今後の特別支援教育の在り方について（最終報告） 2003/03/28
19文科初第 536 号 学校教育法等の一部を改正する法律について（通知） 平成 19 年 7 月 31 日
19文科初第 125 号 特別支援教育の推進について（通知） 平成 19 年 4 月 1 日
19文科初第 449 号 学校教育法等の一部を改正する法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の公布について（通知） 平成 19 年 7 月 5 日
中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会 教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ 平成 19 年 11 月 7 日
中央教育審議会 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申） 平成 20 年 1 月 17 日
初等中等教育分科会（第 65 回）・教育課程部会（第 75 回）合同会議 議事録 平成 21 年 3 月 31 日
文部科学白書（平成 16 年度、平成 18 年度）

第2節 特別支援学校における教育課程編成の現状と課題

本研究所がこれまでにやってきた特別支援学校（当時は、盲・聾・養護学校）の学習指導要領に基づく教育課程編成に係る研究は、近年（この10年間（平成13～23年））では、以下の4つが挙げられる。

- (1) 国立特別支援教育総合研究所（2004a）平成13～15年度 21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究 報告書.
- (2) 国立特殊教育総合研究所（2004b）平成12～15年度 盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際的研究 –自立活動を中心に- 報告書
- (3) 国立特別支援教育総合研究所（2006）平成18年度 特別支援教育における教育課程の編成・実施の推進に向けた実際的研究 –特別支援教育の実施に向けた教育課程編成- 報告書.
- (4) 国立特別支援教育総合研究所（2010）平成20～21年度 特別支援教育における教育課程の在り方に関する研究 –複数障害種への対応及び幼・小学部から高等部までの一貫した教育課程の工夫- 報告書.

このように、本研究所においては、特別支援学校における学習指導要領に基づく教育課程の編成に係る研究を継続して実施してきている。

一方、小・中学校や高等学校においては、文部科学省が、「教育課程の編成・実施状況調査」を毎年のように継続して実施し、その結果をWebサイトで公開している。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1263169.htm

しかし、特別支援学校については、実施されていない。

以上ことから、本研究所が継続して実施してきている、特別支援学校の教育課程に関する研究は、国の政策や各学校における編成の在り方に対して、非常に重要な意味を持つことが分かる。

先ず、国立特別支援教育総合研究所（2004a）では、そのタイトル「21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究」からも分かるように、21世紀になり、特殊教育から特別支援教育への転換が叫ばれ始めた頃に行われた研究で、新たな教育課程の在り方について研究が行われた。障害種別の検討、横断的な検討、教育課程の実施状況調査、主要国の状況、学校事例などから、21世紀における望ましい教育課程が展望されている。

この研究の中で、全国規模の質問紙調査は、2001年（平成13年）度の盲・聾・養護学校の教育課程の実施状況を把握することを目的に、2002年（平成14年）に、

全国の盲・聾・養護学校に質問紙調査を実施している（「盲・聾・養護学校における教育課程の実施状況に関する調査」）。その結果、特に、教育課程別の児童生徒数や、個別の指導計画の作成、学習評価に関する課題など教育課程に関する課題、について状況が明らかにされている。しかし、例えば、教育課程の編成や評価、自立活動、交流及び共同学習、などは扱われておらず、調査内容がかならずしも学習指導要領の全般を漏れなくカバーする調査ではなかったこと、また、記述式の質問項目が少なく分析も素朴的であったこと、そして、回収率が67.8%であったことなどが挙げられる。

次に、国立特別支援教育総合研究所（2004b）では、自立活動に焦点を当てて、新学習指導要領を踏まえてどのような実践が展開されているかを明らかにしたものである。その中で、特に自立活動について教育課程の視点からの質問紙調査も含まれている。これは、当時の学習指導要領の改訂で、従来の「養護・訓練」が「自立活動」へと、名称と共に内容が修正されたことによる。しかし、自立活動のみが対象であり、教育課程の全体的な実施状況の把握ではない。

次に、国立特別支援教育総合研究所（2006）では、従来の特殊教育から転換された特別支援教育における教育課程について、その編成の基本、編成上の具体的事項の整理（Q&A）、そして、教育課程編成の工夫に関する学校事例を集めている。

そして、国立特別支援教育総合研究所（2010）では、特別支援学校において、特に複数種の障害に対応した教育課程編成の工夫や幼稚部・小学部から高等部までの一貫した教育課程編成に関する実際を集約することを目的に実施された。

なお、大学などその他の機関の研究者による、特別支援学校の教育課程に関する研究については、日本特殊教育学会による特殊教育学研究への掲載論文（仁・安藤, 2010；武田, 2006）がいくつかあるなど、非常に少ないのが現状である。さらに、今回の新学習指導要領の改訂に係る視点からの研究は見あたらない。

以上のように、特別支援学校について、これまで、学習指導要領の全般を漏れなくカバーする調査は行われてきていない。また、特に、現在は、新学習指導要領が公布された直後であることから、新学習指導要領で新たに加わった事項を含め、学習指導要領の全般を漏れなくカバーする調査を行うことで、特別支援学校における教育課程編成の現状と課題が全般的に把握することが必要である。これらの認識が、本研究に繋がっていった。

文献

国立特別支援教育総合研究所（2004a）平成13～15年度 21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究. 報告書.

http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_c/c-44.html#02

国立特殊教育総合研究所 (2004b) 平成 12～15 年度 盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際的研究 -自立活動を中心に-. 報告書.

http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_c/c-42.html

http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_c/c-46.html

国立特別支援教育総合研究所 (2006) 平成 18 年度 特別支援教育における教育課程の編成・実施の推進に向けた実際的研究 -特別支援教育の実施に向けた教育課程編成-. 報告書.

http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_c/c-66/c-66_all.pdf

国立特別支援教育総合研究所 (2010) 平成 20～21 年度 特別支援教育における教育課程の在り方に関する研究 -複数障害種への対応及び幼・小学部から高等部までの一貫した教育課程の工夫-. 報告書.

<http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/403/c-80.pdf>

仁龍在・安藤隆男 (2010) 重度・重複障害教育における教師の専門性：教職経験と教育課程の影響に着目して. 特殊教育学研究, 47(6), 483-494.

武田鉄郎(2006) 病弱教育における自立活動の行き詰まりとその打開策. 特殊教育学研究, 44(3), 165-178.

第3節 研究の目的及び方法

1. 研究目的

特別支援学校における新学習指導要領の下での幼児児童生徒個々のニーズに対応した教育課程編成について検討し、教育課程の実施の現状と課題を明らかにする。

2. 研究期間

平成22年4月～平成24年3月

3. 研究計画

<平成22年度>

- (1) 特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の検討
- (2) 実地調査を実施し、研究協力校との協働により教育課程編成に関する情報収集
- (3) 教育課程編成に関する国内調査及び海外調査を実施する（文献調査を含む）
- (4) 海外調査（英国：12月）
- (5) 研究協議会開催（2回：1月19日、1月26日）

<平成23年度>

- (1) 平成22年度に実施した全特別支援学校への質問紙調査の分析結果の考察
- (2) 全国特別支援学校長会へ全国調査（速報版）報告
- (3) 特殊教育学会における全国調査の概要報告（口頭発表）
- (4) 研究協力機関への実地調査（全国調査の結果の考察）
- (5) 研究協議会開催（2回：7月1日、12月2日）
- (6) 研究成果報告書作成